

締約国に関する情報
L A

ラオス人民民主共和国

附属書 B 1
L A

一般情報

国内官庁の名称	Department of Intellectual Property, Ministry of Science and Technology (Lao People's Democratic Republic) (科学技術省知的財産部 (ラオス人民民主共和国))
所在地	Nahaidyao Road, Chanthabouly District, P.O.Box 2279, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(856-21) 213 470 (内線154)
電子メール	dip.laopdr@gmail.com kkeobounphanh@yahoo.co.uk saybandith30@gmail.com
インターネット	http://dip.gov.la
ファクシミリ装置	(856-21) 213 472
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか? (PCT規則92.4)	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, EMS, Federal Express 又はTNTの配達サービスを条件とする。
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか? (PCT規則17.1(b)2)	用意なし
ラオス人民民主共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 ²	WIPO国際事務局
ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ³	科学技術省知的財産部 (ラオス人民民主共和国)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 欧州: 欧州特許の有効化 ⁴

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する附属書Cを参照されたい。

3 対応する国内段階を参照されたい。

4 2025年4月1日以降に行われた国際出願について (OJ EPO 2025, A22参照)。

L A	ラオス人民民主共和国 (続き)	L A
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するラオス人民民主共和国の規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の受領日から3か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	